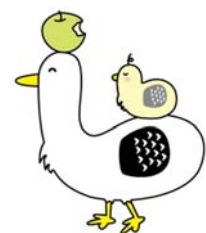


令和4年度 松戸市私立幼稚園 施設等利用給付認定 申請のご案内

《施設型給付を受ける幼稚園を除く》



1. 制度のおおまかな流れについて
2. 認定の区分について
3. 認定の手続きについて
4. 認定変更の手続きについて
5. 給付の方法について
6. 預かり保育料等の給付対象施設について



施設等利用給付とは、私立幼稚園などにおける幼児教育無償化に伴う制度になります。

この制度を利用することにより幼稚園のご利用にかかる「入園料（負担した年度限り）」、「保育料」、「預かり保育料（条件を満たしている方に限る）」に対して、助成（上限額あり）を受けることができます。

この冊子は、利用にかかる必要な手続きについて、ご説明しております。入園時以外にも入園後にライフスタイルが変化した際の手続きについてもご説明しておりますので、ご一読ください。

1. 制度のおおまかな流れについて

この制度を利用するには**利用希望日以前に申請をして、認定を受ける必要**があります。

1. 認定

幼稚園を経由して、市に申請をし、認定を受ける。

2. 利用

教育時間や預かり保育を利用します。

施設等利用給付が受けられるのは、「**1. 認定**」を受けた認定日以降の利用料となりますのでご注意ください。**認定日以前に利用した際の利用料については給付を受けることは出来ません。**

必ず「利用前」に認定を受けるようにしてください。

【利用している最中に、幼稚園に直接支払う金額について】

- ① 教育時間 …給付上限額までの保育料は、市から幼稚園に直接お支払いしていますので、保護者の方が幼稚園にお支払いする必要はありません。
それ以外の①給付上限額を超えた保育料分や②給食費など制度対象外の実費負担額については、幼稚園にお支払いください。
- ② 預かり保育…利用に際してかかる預かり保育料については、随時幼稚園にお支払いください。お支払いいただいた預かり保育料については、対象となった方に対して上限額の範囲で、翌年度5月末頃に一括で処理してお振込みいたします。

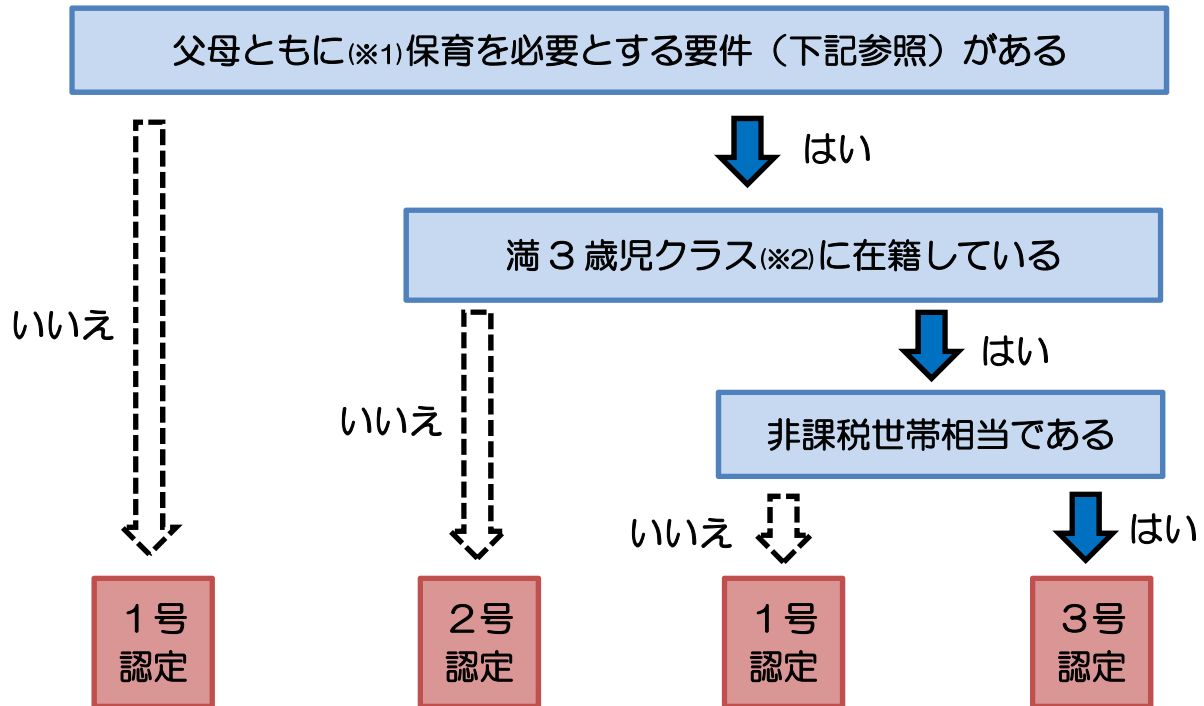
3. 給付

利用後に給付される内容・時期は下記の通りです。

- ① 教育時間の保育料について
給付上限額の範囲で、市より幼稚園に給付いたします。そのため、市より保護者の方への直接給付はありません。
- ② 預かり保育の保育料について
1年分の預かり保育料について、年度末に幼稚園を経由して市へ請求のお手続きをします。認定状況に応じて、助成金額を算出し、翌年度5月末頃に市より保護者の方から指定いただいた口座へお振込みいたします。
※「2. 利用」に記載の通り、利用していても認定がなされない部分については助成を受けることができないため、ご注意ください。

2. 認定の区分について

施設等利用給付認定は、下記図の通り認定を受ける条件により3種類の認定区分に分かれます。



※1 ひとり親家庭の世帯については、ひとり親が保育を必要とする要件があるか。

※2 満3歳児クラスは、満3歳の誕生日の前日から最初の3月31日までの間に通常のカリキュラム及び保育料で幼稚園に在園している園児のことを指しています。

【保育を必要とする要件】

就労	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅外での就労や居宅内で家事以外の労働をすることを常態としていること（1か月あたり実働64時間以上） ・育児休業を取得していること（※3）
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間がないこと（出産月の前後2ヶ月以内）
保護者の疾病・障がい	保護者が疾病や怪我又は精神もしくは身体に障がいを有していること
同居親族等の介護・看護	長期にわたり疾病の状態にある、又は精神もしくは身体に障がいを有する同居の親族を常時介護・看護していること
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害に遭い、復旧にあたっていること
求職活動	求職活動開始より3ヶ月以内に限る
就学	専修学校、職業訓練学校等に昼間通学していること

※3 育児休業については、令和4年度より対象

※4 その他上記に類する状態の方は、松戸市幼児教育課へご相談ください。

それぞれ給付の対象となる費用や給付費の上限額は、以下のとおりとなります。
 なお、松戸市外に居住されている方は、お住まいの市区町村にて認定を受けてください。

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
給付の対象となる費用	<p>原則教育時間のみを利用する場合の認定区分。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">月額上限 25,700円※1</p> <p>○対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 入園料(負担した年度に限る) 教育時間(通常時間)の保育料 </div>	<p>教育時間に加え、預かり保育を利用する場合の認定区分。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">月額上限 11,300円※2</p> <p>(利用日数×450円)</p> <p>○対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 預かり保育料 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">月額上限 25,700円※1</p> <p>○対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 入園料(負担した年度に限る) 教育時間(通常時間)の保育料 </div>	<p>満3歳児クラス※3に在籍し、教育時間、預かり保育を利用する場合の認定区分。非課税相当世帯であることが条件。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">月額上限 16,300円※2</p> <p>(利用日数×450円)</p> <p>○対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 預かり保育料 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">月額上限 25,700円※1</p> <p>○対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 入園料(負担した年度に限る) 教育時間(通常時間)の保育料 </div>
認定を受けるための条件	<p>下記の①～③を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①松戸市に居住している ②幼稚園に在園している園児の保護者 ③満3歳～年長クラスで通常のカリキュラム及び保育料で在園している園児の保護者 	<p>左記①～③に加え下記④を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ④「保育を必要とする要件」に該当する 	<p>左記①～④に加え下記⑤を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤満3歳児クラス※3である園児の保護者で非課税相当世帯である

- ※1 国立大学付属幼稚園は月額8,700円、国立の特別支援学校の幼稚部は400円となります。
- ※2 一部幼稚園については認可外保育施設等の併用利用にかかる費用も含まれます。
- ※3 満3歳児クラスは、満3歳の誕生日の前日から最初の3月31日までの間に通常のカリキュラム及び保育料で幼稚園に在園している園児のことを指しています。

※預かり保育について

- ・預かり保育料は、2号もしくは3号認定を受けた方が、幼稚園の預かり保育等を利用した場合に給付の対象となります。
- ・利用については、幼稚園ごとに利用条件が異なりますので、詳細は幼稚園にご確認ください。
- ・預かり保育は園ごとに定員があります。家庭で保育できる日は預かり保育を利用しないなど、節度のある利用をお願いします。

3. 認定の手続きについて

幼稚園の利用開始の概ね1ヶ月前までに、認定の申請書を幼稚園へ提出してください。
 ※提出期限については幼稚園の指示に従ってください。

(1) 提出書類

1号認定	2号認定並びに3号認定
① 子育てのための施設等利用給付認定申請書	① 子育てのための施設等利用給付認定申請書 ② 振込先口座の通帳等コピー（A4） ③ 委任状 （申請者と振込希望口座の名義が異なる場合） ④ 保育を必要とする要件による証明書類 ⑤ 3号認定を申請する方は、非課税相当の世帯である証明書類。※詳細は【3号認定について】を参照

<記入上の注意>

- ・消せるボールペン・修正テープ等は使用不可
- ・訂正は、二重線で消した後、訂正印（申請者印と同じもの）が必要
- ・申請者（氏名・住所）部分は訂正不可（書き直し）
- ・振込を希望する口座の名義人は申請者と原則同一のものに限る。異なる名義の口座を希望する場合は「委任状」の添付が必須。
- ・振込先口座の通帳等コピーは以下が記載されている箇所をコピーしてください。
 【金融口座名】【支店名】【口座番号】【口座名義人のフリガナ】

【3号認定について】

3号認定は、非課税相当の世帯かつ、満3歳児クラスであることが認定を受ける条件になっています。非課税相当の世帯であることを確認するため、以下の書類が必要となりますので、参照の上必要書類を添付して申請してください。

また、非課税相当か否かの判定は9月で課税状況を確認する対象の年度が切り替わります。下記状況により非課税を証明する書類の提出が必要となる場合があるため、ご注意ください。

状況	非課税を証明する書類
令和3年1月1日以前から松戸市に住民登録がある場合	必要なし
令和4年度4月～8月に認定申請する場合で、令和3年1月1日現在の住民登録地が松戸市以外の場合	令和3年1月1日に住民票があった市町村から発行された令和3年度(令和2年分)課税証明書 海外に居住していた場合は、勤務先が発行した、令和2年1月から12月分の、収入・所得・社会保険料等の控除額を証明する書類
令和4年度9月～3月に認定申請する場合で、令和4年1月1日現在の住民登録地が松戸市以外の場合	令和4年1月1日に住民票があった市町村から発行された令和4年度(令和3年分)課税証明書 海外に居住していた場合は、勤務先が発行した、令和3年1月から12月分の収入・所得・社会保険料等の控除額を証明する書類
未婚の母子(父子)家庭で寡婦による税の控除を受けたと仮定した場合に住民税非課税になる世帯(もともと住民税非課税世帯の場合は不要)	松戸市みなし寡婦(夫)控除の申請書、全部事項証明書(戸籍謄本) ※松戸市で住民税がかかっていない場合は課税証明書等
児童福祉法上の里親	現在の状況が確認できる委託書などの証明書類の写し
生活保護を受給している世帯	現在の状況が確認できる生活保護の受給証明書

(2) 提出先

在園している幼稚園

(3) 保育を必要とする要件ごとの添付書類（父母ともに必要となります（※1））

状況	必要添付書類
就労	就労証明書（1か月あたり実働64時間以上） ※自営業の方は自営業を営んでいる証明書類を添付 ※育児休業については、育児休業の取得期間が記載されているもの（※2） ★時間がかかる場合がありますのでお早めに勤務先へご依頼ください
妊娠・出産	出産予定届（出産の前後2ヶ月以内） 母子手帳の写し（出産予定日が記載されているページ）
保護者の疾病 障がい	診断書 又は 障害者手帳 などの写し
同居親族等の 介護看護	介護・看護状況申告書 ※添付書類（診断書 又は 障害者手帳 などの写し）
災害復旧	罹災証明
求職活動	求職活動申告書（求職活動開始日より3カ月以内に限る）
就学	合格通知（就学前の場合）・在学証明書・学生書（顔写真付）のいずれかと、 時間割スケジュール等のわかるもの

※1 ひとり親家庭の世帯については、全部事項証明書（戸籍謄本）の写しを提出してください

※2 育児休業については、令和4年度より対象

※3 その他上記に類する状態の方は、その状況を証する書類が必要になります

(4) 現況の確認について

「保育を必要とする要件」の認定を受けた場合、その状況が継続しているかを確認するために、年に1回「現況届」と要件を確認する書類（例：就労証明書など）を提出していただくことになります。

手続きについては幼稚園を通してご連絡いたします。

(5) 認定の変更や取り消しについて

申請いただいている状況に、変更や相違があった際には、市より認定の変更や取り消しを行った旨の通知を送付します。

4. 認定変更の手続きについて

申請後に申請状況に変更があった場合、変更のお手続きが必要になります。
変更希望日以前に、「変更申請書兼変更届」及び必要証明書をご提出ください。

【こんな場合に変更手続きが必要です】

- 住所、連絡先が変わる
- 結婚、離婚等で家族構成が変わる（出産の場合は申請不要）
- 転職、退職、就職など申請時と保育を必要とする要件が変わる
- 産前産後、育時休業を取得する
- 育児休業から復職する
- 退園する
- 給付金振込先（口座）を変更したい（振込時期より3か月前までの申請必須）

※添付する書類については、P4の **3. 認定の手続きについて** をご参照ください。

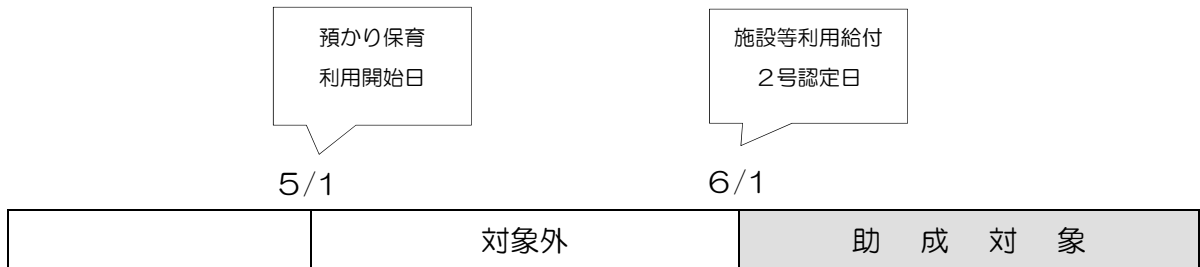
【重要】変更手続きのタイミングについて

変更希望日以後に手続きをした場合、要件があっても給付対象とならない期間が発生します。
必ず、変更希望日以前のお手続きをお願いいたします。

（全期間対象になる例）



（全期間対象にならない例）



（注意事項）

認定の変更は、申請日からとなります。遡って認定を行うことは出来ないため、ご注意ください。また、原則はすべての書類が揃ってからの申請となりますが、急激な状況の変化（就労先が決まったが決定後すぐに就労する場合や、保護者等の急な入院により診断書の発行が間に合わない等）により、必要証明書が希望日までに用意できない場合は、事前に松戸市までご相談ください。

5. 給付の方法について

「教育時間」と「預かり保育」については給付の方法がそれぞれ異なります。
以下をご参照ください。

(1) 教育時間（月額上限額 25,700 円）

入園料を年間の在籍月数で月額換算した額（入園料を負担した年度に限る）に保育料を足した額と 25,700 円を比較し、低い方の額が給付額となります。
給付は市から幼稚園に行い、保護者の方は給付上限額を超えた費用について、幼稚園へ直接お支払いください。

(2) 預かり保育

（月額上限額 2号：11,300 円、3号：16,300 円 対象となっている施設に限る）

【2号認定の場合】：負担した預かり保育料と、利用した日数×450円（11,300 円を超える場合は 11,300 円）を比較し、低い方が給付額となります。
給付は年1回となっており、4月から翌年3月までの利用料について、保護者の方からの請求により翌年度の5月末頃に指定された口座に松戸市から給付します。
※請求時期になりましたら、幼稚園を通してご案内いたします。

【3号認定の場合】：負担した預かり保育料と、利用した日数×450円（16,300 円を超える場合は 16,300 円）を比較し、低い方が給付額となります。

※幼稚園ごとに給付金の対象となる預かり保育料等が異なります。預かり保育等のご利用前に利用施設が給付の対象施設であるかご確認ください。

※月途中での入退園や市外への転出等は、日数に応じて日割り計算されます。

※日用品・教材費・制服代・行事費・給食代・バス代・施設整備費などは**施設等利用給付対象外の費用**となりますので自己負担になります。

※給付費の10円未満は切捨てとなります

6. 預かり保育料等の給付対象施設について

預かり保育料等については、幼稚園の預かり保育の実施状況により給付の対象となる施設が下記の通り異なります（※）。

詳細については、松戸市ホームページにてご確認ください。

松戸市内預かり保育料等の
助成対象幼稚園一覧

- ①幼稚園の預かり保育料のみ
- ②認可外保育施設等の利用料のみ
- ③幼稚園の預かり保育料+認可外保育施設等の利用料（併用可能）

※幼稚園の預かり保育の実施状況は、年度により異なる場合がありますのでご了承ください。



【問合せ先】
〒271-8588
松戸市根本387番地の5
松戸市役所子ども部 幼児教育課
TEL 047-701-5126